

化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会体制図

化学物質審議会

会長:東海 明宏(大阪大学大学院工学研究科教授)

審査部会

部会長:東海 明宏(大阪大学大学院工学研究科教授)

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質の指定
 - ・ 監視化学物質の指定
 - ・ 新規化学物質の判定

安全対策部会

部会長:東海 明宏(大阪大学大学院工学研究科教授)

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の指定
 - ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
 - ・ 監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性調査の指示
 - ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定
 - ・ 優先評価化学物質の指定
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係
 - ・ 第一種指定化学物質の指定
 - ・ 第二種指定化学物質の指定

化管法物質選定小委員会

小委員会長:小委員会に属する委員の互選により選出
化管法物質選定に関する審議を行う。

(参考)

化学物質審議会 概要

1. 設置法令

経済産業省組織令 第98条

法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

輸出入取引審議会

化学物質審議会

2. 所掌事務

経済産業省組織令 第100条

化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第18条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質審議会に関し必要な事項については、化学物質審議会令（昭和49年政令第101号）の定めるところによる。

3. 設置年月日

2001年1月6日

4. 開催実績

2012年1月 平成23年度第3回化学物質審議会

2012年9月 平成24年度第1回化学物質審議会

2013年7月 平成25年度第1回化学物質審議会（書面審議）

2013年10月 平成25年度第2回化学物質審議会

2015年3月 平成26年度第1回化学物質審議会（書面審議）

2016年2月 平成27年度第1回化学物質審議会

2017年1月 平成28年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第4回化学物質政策小委員会合同会議

2018年1月 平成29年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第5回化学物質政策小委員会合同会議

2019年1月 平成30年度第1回化学物質審議会

※産業構造審議会製造産業分科会第6回化学物質政策小委員会合同会議

2019年3月 平成30年度第2回化学物質審議会（書面審議）

（この他、審議会に設けられた審査部会、安全対策部会において、規制対象とすべき化学物質の選定等について、技術的専門事項を審議。）

5. 庶務担当部局

経済産業省製造産業局化学物質管理課